

【 支給申請/計画達成 】 人材確保等支援助成金（働き方改革支援コース） 提出書類のご案内

提出期間 計画の末日の翌日から起算して2か月以内

※計画開始日から起算して6か月が経過する日までに雇い入れた対象労働者が、上記の申請期間内に雇入れ日から起算して1年が経過していない場合は、当該労働者を雇い入れた日から起算して1年が経過する日の翌日から起算して2か月以内に申請できる。

提出先 千葉労働局職業対策課分室 または 管轄のハローワーク

〒260-0013

千葉県千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル6階

千葉労働局 職業安定部 職業対策課分室

TEL 043-441-5678

※出来る限り千葉労働局職業対策課分室にご提出ください。

【 支給 】 提出書類		チェック	枚数記入欄		
		<input checked="" type="checkbox"/>	事業主	所	局
1	人材確保等支援助成金(働き方改革支援コース)計画達成助成支給申請書(様式第6-1号)	<input type="checkbox"/>			
2	事業所確認票(様式第2号) ※同一事業主の全ての適用事業所を記載	<input type="checkbox"/>			
3	雇用管理改善計画の概要票(様式第6号別紙1)	<input type="checkbox"/>			
4	組織図、配置図、業務分掌等、対象労働者を雇い入れた後の状況が分かる書類	<input type="checkbox"/>			
5	雇用管理改善計画の対象労働者名簿(様式第6号別紙2)	<input type="checkbox"/>			
6	対象労働者の雇入れ日及び雇用形態が確認できる書類 ※労働者台帳、労働条件通知書等、週の所定労働時間が確認できるもの	<input type="checkbox"/>			
7	対象労働者の賃金支払い状況が確認できる書類 ※賃金台帳等	<input type="checkbox"/>			
8	対象労働者の出勤状態が確認できる書類 ※出勤簿等(上記7の賃金分の出勤状況が確認できるもの)	<input type="checkbox"/>			
9	離職状況がわかる書類 ※すべての適用事業所について、雇用管理改善計画期間において、定年退職、重責解雇、役員昇格や時間短縮等で雇用保険一般被保険者資格を喪失した離職者がいる場合は、離職理由がわかる書類(離職証明書(写)、労働者名簿(写)等)	<input type="checkbox"/>			
10	支給要件確認申立書(共通要領様式第1号) ※P3、4「記載にあたっての留意点」も確認後、添付	<input type="checkbox"/>			
11	時間外労働等改善助成金支給決定通知書(写) ※計画申請時に未提出の場合のみ	<input type="checkbox"/>			
12	その他千葉労働局長が必要と認める書類 ※審査に必要が生じた場合	<input type="checkbox"/>			

千葉労働局職業対策課分室 ・ ハローワーク(公共職業安定所)

千葉労働局様式(R1.12~)